## 農地中間管理事業に係る利害関係人の意見聴取

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)附則第10条に基づき 農用地利用集積計画(一括方式)を行うにあたり、利害関係人の意見聴取について公衆の 縦覧に供する。

なお、農用地利用集積計画(一括方式)による農地中間管理機構(公益財団法人高知 県農業公社)からの賃借権の設定等に係る利害関係人は、縦覧期間満了の日までに公益 財団法人高知県農業公社理事長に対して、意見書を提出することができる。

令和6年3月13日

農地中間管理機構公益財団法人高知県農業公社

## 1 農用地利用集積計画(一括方式)の概要

申請年度•番号		賃借権の設定をする農用地		地番	設定期間
5年	第256号	南国市 稲生	字 徳松	1485-1	5年
		南国市 稲生	字 ケサ丸	2303	5年
		南国市 稲生	字 徳松	1493	5年
		南国市 稲生	字 越門	1417	5年
		南国市 稲生	字 丸山ノ前	2503-1	5年
		南国市 稲生	字 クレ田	1944	5年
		南国市 稲生	字 ケサ丸	2301	5年
		南国市 稲生	字 村上	2343	5年
		南国市 稲生	字 土居	2158-2	5年
		南国市 稲生	字 土居	2159	5年
		南国市 稲生	字 平安	1524	5年
		南国市 稲生	字 木竹坪	1582	5年
		南国市 稲生	字 木竹坪	1588-1	5年

## 2 縦覧期間・方法

令和6年3月13日(水)から令和6年3月20日(水)まで 機構ホームページに掲載

3 意見聴取の期間・提出方法

縦覧の期間中

郵送または持参とし縦覧期間満了日までに必着

4 意見書の提出先

780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52

公益財団法人高知県農業公社

5 意見聴取の対象となる利害関係人

農地中間管理事業に係る借受希望の方等で、1の農用地等の貸借について 意見のある方